

## 売買参加者の承認に関する取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、盛岡市中央卸売市場業務規程(以下「規程」という。)第31条第1項に規定する売買参加者の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認の要件)

第2 業務規程第31条第4項第2号に規定する必要な知識及び経験又は資力信用を有する者とは、次の各号を満たす者とする。

- (1) 満18歳以上の者であること。
- (2) 取扱品目の部類ごとに2年以上、卸売市場法に規定する卸売市場において、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人等としての経験を有する者、又は同等以上の経験を有する従事者がいること。
- (3) 本市場からの取扱品目の部類に属する物品の過去1年間における仕入実績額、又は向こう1年間の仕入見込み額が400万円以上であること。
- (4) 市町村税(原則として、住民税、固定資産税及び国民健康保険税とする。以下同じ。)の滞納がない者であること。
- (5) 営業資金を60万円以上有すること。
- (6) 水産物部にあつては、食品衛生法による保健所長の営業許可を受けている者であること。  
(ただし、許可なく営業できる場合を除く。)

(申請書に添付する市長が必要と認める書類)

第3 規則第13条第2項第3号に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 仕入実績調書又は仕入計画書
- (2) 営業場所の所在地見取図
- (3) 申請者の本籍地の自治体が発行する身分証明書
- (4) 申請の日において取得できる申請者の直近2年度分の市町村税の納税証明書
- (5) 水産物部にあつては保健所長の営業許可証の写し又は証明書

2 規則第13条第3項第6号に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 営業場所の所在地見取図
- (2) 代表役員の本籍地の自治体が発行する身分証明書
- (3) 申請の日において取得できる直近2年度分の法人の市町村税の納税証明書
- (4) 水産物部にあつては保健所長の営業許可書の写し又は証明書

(申請手続)

第4 市長は、業務規程第31条第1項に基づく売買参加者の承認について、毎月10日までに申請のあった者に対し当該月の月末までに承認しなければならない。

(更新の要件)

第5 売買参加の承認の更新に必要な要件は次のとおりとする。

- (1) 卸売業者等からの仕入実績額が更新の日の属する年度の前年度に400万円以上であること。

(2) 市町村税の滞納がない者であること。

(3) 買受代金の支払が完済されている者であること。

2 第2第3及び第4の規定は、売買参加者の承認の更新において準用する。

(意見聴取)

第6 市長は、売買参加の承認に当たっては、卸売業者及び仲卸業者又は規則第25条第2号に定める精算代払い機関の意見を聞くことがある。

(承認)

第7 市長は、売買参加者を新規に、又は更新の承認をしたときは、申請者及び市場関係者に通知するほか場内に掲示をするものとする。

附 則

この要領は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。